

(仮称) 道の駅しろいし整備事業 要求水準書 修正箇所一覧表

| No. | 書類名 | 修正前 ページ | 修正後 ページ | 項 | 項目名 | 修正前：要求水準書（令和5年12月） | 修正後：要求水準書（令和6年2月） |
|-----|-------|------------|------------|-----------------|----------------------------|--|--|
| 1 | 要求水準書 | 6 | 6 | 第1部 6 | 必須施設 | ○トイレ（道路休憩施設） | ◎トイレ（道路休憩施設） |
| 2 | 要求水準書 | 6 | 6 | 第1部 6 | 必須施設 | ・トイレ（地域連携施設（本市整備分道路休憩施設トイレを含む）） | ・トイレ（地域連携施設【削除】） |
| 3 | 要求水準書 | 21 | 21 | 第3部第1章 5 (7) | 施設の構成・規模 | 【新規】 | 道路休憩施設 トイレ 300㎡程度 |
| 4 | 要求水準書 | 21 | 21 | 第3部第1章 5 (7) | 施設の構成・規模 | 地域振興施設 トイレ 480㎡程度 | 地域振興施設 トイレ 180㎡程度 |
| 5 | 要求水準書 | 25 | 25 | 第3部第1章 6 (1) | 設計の要求水準 道路休憩施設トイレ（国整備分） | 【新規】 | ・道路休憩施設トイレ（市整備分）・地域振興施設トイレとのエリアを同一にしないこと。 |
| 6 | 要求水準書 | 26 | 26 | 第3部第1章 6 (1) | 設計の要求水準 道路休憩施設トイレ（市整備分） | 【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> ・☑「道の駅」登録・案内要綱」（国土交通省）を満たすこと。 ・☑「道の駅」利用者の便益施設として、24時間利用可能なトイレを設置すること。 ・☑道路休憩施設トイレ（国整備分）・地域振興施設トイレとのエリアを同一にしないこと。 ・☑男性用トイレには小便器（9穴）以上、洗浄便座付き大便器（5穴）以上、大型ブース（1穴）以上、オストメイト対応設備（1基）以上を設置すること。 ・☑女性用トイレには洗浄便座付き大便器（26穴）以上、大型ブース（1穴）以上、オストメイト対応設備（1基）以上を設置すること。 ・☑男性用、女性用それぞれのトイレには、折り畳み式ベビーベッド1箇所を設置すること。利用者が身だしなみを直すなど、衛生環境や利便性に配慮すること。 ・☑多機能・多目的トイレ（3基）以上を設置すること。 ・☑多機能・多目的トイレには、洗浄便座付き大便器1穴のほか、オストメイト洗浄機、手すり、非常用呼び出しボタン、ベビーベッド、洗面器等を設置すること。 ・☑それぞれのトイレには、ハンドドライヤーを設置すること。 ・☑洗面器やハンドドライヤー等の設置数は、PFI事業者の提案による。 ・☑24時間稼働する防犯カメラ等の安全対策設備を設置すること。 ・☑トイレ内に掃除用具入れを男女1箇所ずつ設置すること。 ・☑災害により上水道や外部電力の供給がない場合においても、72時間は利用が可能な仕様とすること。 |
| 7 | 要求水準書 | 27 | 27 | 第3部第1章 6 (1) | 設計の要求水準 地域振興施設トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・男性用トイレには小便器14穴以上、洗浄便座付き大便器8穴以上、大型ブース2穴以上、オストメイト対応設備2基以上設置すること。 ・女性用トイレには洗浄便座付き大便器41穴以上、大型ブース2穴以上、オストメイト対応設備2基以上を設置すること。 ・多機能・多目的トイレには、洗浄便座付き大便器3穴のほか、オストメイト洗浄機、手すり、非常用呼び出しボタン、ベビーベッド、洗面器等を設置すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・男性用トイレには小便器5穴以上、洗浄便座付き大便器3穴以上、大型ブース1穴以上、オストメイト対応設備1基以上設置すること。 ・女性用トイレには洗浄便座付き大便器15穴以上、大型ブース1穴以上、オストメイト対応設備1基以上を設置すること。 ・【削除】 |